

答申第15号

平成26年3月14日

秦野市教育委員会

教育長 内田 賢司 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 滝澤



情報公開請求に対する非公開処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年1月31日に諮問を受けました諮問第17号「平成25年4月に実施した全国学力・学習状況調査結果」に関する情報の非公開処分に係る異議申立てについては、当審査会として、次のとおり取り扱うべき旨、答申いたします。

- (1) 小学校の国語A・B及び算数A・B並びに中学校の国語A・B及び数学A・Bの市の平均正答率については、公開。
- (2) 小学校及び中学校における学校別の平均正答率については、非公開。
なお、その審査経過、理由等は、別紙のとおりです。

1 審査会の結論

「平成25年4月に実施した全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）結果」に関する情報の非公開処分に係る異議申立てについては、以下のとおりの扱いとすべきである。

- (1) 小学校の国語A・B及び算数A・B並びに中学校の国語A・B及び数学A・Bの市の平均正答率（以下「本件情報（1）という。」）については、公開。
- (2) 学校別の平均正答率（以下「本件情報（2）という。」）については、非公開。

なお、以上(1)及び(2)を総称して、以下「本件情報」という。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件情報について、秦野市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年11月18日付けで行った非公開処分を取り消し、その全部の公開を求めるというものである。

3 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年11月1日に、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件情報の公開を実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件請求について、「公開請求に係る決定通知書別紙」（別添1）に示された理由で、本件情報は条例第6条第4号にいう「本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することによりその事務又は事業の性質上、その事務又は事業の適正な遂行を不当に妨げると認められるもの」に該当するとして、条例第10条第1項の規定に基づきその全部を非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、同条第2項の規定に基づき、平成25年11月18日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成25年12月9日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対し異議申立てをした。

4 当事者の主張

- (1) 異議申立人の主張

異議申立人が主張する異議申立理由は、異議申立理由書（別添2）に示されたとおりである。

(2) 実施機関の主張

実施機関が主張する非公開理由は、「公開請求に係る決定通知書別紙」(別添1) 及び「異議申立に対する市教委の見解」(別添3) に示されたとおりである。

5 審査会の判断

(1) 判断の前提となる事実

ア 平成25年度全国学力・学習状況調査（以下「本件学力調査」という。）の目的

(ア) 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

(イ) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

(ウ) 以上のような取組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

イ 調査対象事項

(ア) 小学校第6学年児童に対し、国語・算数の、中学校第3学年生徒に対し、国語・数学の学力調査

(イ) 小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査

(ウ) 学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査

ウ 調査実施日

平成25年4月24日

エ 調査実施体制

実施主体は文部科学省で、市町村教育委員会は調査に協力し、学校は市町村教育委員会の指示・指導・助言に基づき調査に当たる。

オ 調査結果の公表

文部科学省は、次の調査結果の分析データを公表した。

(ア) 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

(イ) 都道府県ごとの公立学校全体の状況

(ウ) 地域の規模等に応じたまとめ（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市及び町村並びにへき地）における公立

学校全体の状況

(エ) その他、本調査の目的の達成に資する分析

力 調査結果の提供

(ア) 文部科学省は、市町村教育委員会に対し、才の調査結果の公表内容に加えて、その市町村における公立学校全体及びその設備管理する各学校に関する調査結果を提供した。

(イ) 各学校に関する調査結果は、その学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとすること。学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供した。

キ 文部科学省は、市町村教育委員会による調査結果の公表について、都道府県教育委員会を経由して次のとおり市町村教育委員会に通知した。

(ア) 調査結果の公表に当たっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

(イ) 市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

(ウ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、その市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

(エ) 教育委員会等においては、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、それぞれの情報公開条例規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

(2) 秦野市全体の学力調査の結果の公開請求についての判断

秦野市全体の小・中学校の学力調査の結果を公開したとしても、秦野市内の各小・中学校ごとの学力状況が明らかとなることはなく、学校の序列化や過度の競争を生じさせると認められない。また、実施要領に「当該市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それ

ぞれの判断にゆだねること」と明記されていること等からして、実施機関が秦野市における公教育の状況について、市民に対する説明責任を果たすために、主体的に判断することが予定されているのであって、現に市町村単位の調査結果を公表している自治体も存在し、その公表によって諸種の混乱が生じているとの事実も確認できない。それゆえ、本件情報（1）は条例第6条第4号に該当しない。

また、調査結果の取扱いに関して、文部科学省の実施要領等は法令等ではなく、法のような拘束力はないと考えられ、調査結果を受領した自治体側が法的に従うべき義務を負っているとは考えにくいことから本件情報（1）は条例第6条第6号にも該当しない。以上のことから、公開と判断する。

（3）各学校の学力調査の結果の公開請求についての判断

各学校の学力調査の結果を公開することにより、小規模校では、例えば平均点を下げたのが誰であるとかが推測され、個人が特定される可能性があり、個人の情報が保護されない。それゆえ、本件情報（2）は、条例第6条第1号にいう「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと判断し、非公開とする。

また、各学校の学力調査の結果を公開することにより、学校間の序列化、過度な競争の弊害が生じることもあり得ること、学校教育に対する信頼を損なうことになること等により、学校教育の運営を不当に妨げることになる。それゆえ本件情報（2）は、条例第6条第4号にいう「事務又は事業の適正な遂行を不当に妨げると認められるもの」に該当するといった意見もあったことを付記する。以上のことから、非公開と判断する。

よって、当審査会は、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次の日程で審査等を行った。

会議開催日	会議内容
平成26年1月31日 (平成25年度第2回審査会)	ア 実施機関(教育委員会教育指導課)からの 諮詢 イ 異議申立人から意見書受理(口頭による陳 述は辞退) ウ 実施機関の職員から非公開理由説明の聴取

同年2月12日
(平成25年度第3回審査会)

ア 実施機関の職員から非公開理由補足説明の
聴取
イ 審査

別添1 「公開請求に係る決定通知書別紙」

(別紙)

全国学力・学習状況調査は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。」ことを目的に小学校6年生及び中学校3年生の児童生徒を対象に実施されています。

また、本調査の実施要領の（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項の中において、「本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮する」ことが示されているとともに、具体的に配慮すべき点として、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」とされています。

さらに、同実施要領の文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いの中で、調査結果について、「一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うことや、教育委員会等は「情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある」と示されております。

以上の主旨は、平成19年度の本調査が開始された時から継続されております。

これらのこと踏まえ、本市としましては、本調査の結果の公表を「全国学力・学習状況調査の結果の分析について」として秦野市ホームページにより行っており、公開請求のあった情報については、公開することにより序列化や過度の競争が生じ、また、実施要領の趣旨に反して市教育委員会が個々の学校名や数値等を明らかにした情報を公表することにより本調査の実施の方法に対する

る市民の信頼を損ない、結果として、国が行う調査の適正な遂行に支障を及ぼすと認められること、併せて、平成19年12月の行政情報の公開請求及び平成20年1月の情報の非公開処分に係る異議申立てにおける請求内容は今回のものと同様であるので、当時の回答と同じく非公開とします。

異議申立ての理由

1. 「全国学力・学習状況調査」は、それによって教育施策や教育内容が改善され、学力向上に寄与するものと、保護者や地域住民の関心も高く大きな期待が寄せられている。
教育委員会・学校にはこのような期待に応え調査結果を公開するとともに 傾向分析や考察を行い今後の改善内容等について、保護者や地域住民に説明する責任がある。
2. 教育委員会は非公開とする理由として、文部科学省の実施についての「通知」に非公開とする旨の指示があることを挙げているが、「平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」では「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること」「学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること」としており、説明責任を果たすために公開することを認めている。
また、「調査結果の活用」について、「保護者や地域等の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと」としており、理解と協力を得るには情報公開が不可欠である。
3. 教育基本法第13条は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」としている。また、学校教育法では、学校は「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」として、情報提供についてより具体的に定めている。
4. このように、保護者や地域住民の期待と信頼、文部科学省の実施要領の趣旨、教育基本法・学校教育法の規定の理念を踏まえれば、非公開とするのは著しい支障が相当程度確実かつ不可避的である場合に限るべきである。
県下では、この12月に南足柄市教育委員会が公開に踏み切り、すでに合計11市が市全体の結果を公開しているが、特に支障はない。むしろ、全国的に、成績の良い教育委員会や学校の取り組みを参考にする活動が報道されている。
公開による支障の具体的な根拠が薄弱であること、一方、非公開とすることによるデメリット及び公開によるメリットがあることを考慮すれば、全国学力・学習状況調査結果について積極的に公開し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに、教育施策や教育内容の改善に活かすべきである。
5. 「公開請求に係る決定通知書」における非公開理由の末尾に、「平成20年1月の情報の非公開処分に係る異議申立てにおける請求内容は今回のものと同様であるので、当時の回答と同じく非公開とします」と記されているが、これから提出する本異議申立てを、過去のものと同様と決めつけて非公開との決定をすることは理不尽ではないか。公開問題に関する文部科学省の姿勢の変化、学校間における情報交換活動、世論の動向など公開規制の緩和に向けて動いている実態を知るべきであろう。
なお、本件は教育委員会で審議していただくような事案ではないでしょうか。

以上



宛先：秦野市情報公開・個人情報保護審査会

「全国学力・学習状況調査結果」の非公開処分に関する審査会への意見

平成26年1月27日

申立人 [REDACTED]

秦野市教育長名による非公開処分に対しては、すでに異議申立て（平成25年12月9日付）を、理由書を添付して行っております。今回「審査会」に対して口頭による意見表明の機会を与えられましたが、外せぬ所要があるものですから、本意見書によりまして口述の代用をさせたく思います。

既述の異議申立て理由書と重複する点もありますが、以下申し述べる次第です。なにとぞ適正なご審査のほどをよろしくお願い申し上げます。

1. 教育委員会、学校の説明責任

「全国学力・学習状況調査」は、それによって教育施策や教育指導内容が改善され、学力向上に寄与するものと保護者や地域住民の関心も高く大きな期待が寄せられています。

教育委員会・学校には、このような期待に応え調査結果を公開するとともに、傾向分析や考査を行い今後の教育課程や学習指導方法の改善について保護者や地域住民に説明する責任があると思います。

「教育基本法」では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」と定められています。さらに、「学校教育法」では、学校は「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」として、情報提供についてより具体的に定められています。

また、文部科学省の「平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」においても、市町村教育委員会や学校が、当該市町村における公立学校全体の結果や自校の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねるとされています。

このように、保護者や地域住民の期待、教育基本法・学校教育法の趣旨及び文部科学省の実施要領を踏まえれば、非公開とするのは著しい支障が相当程度確実かつ不可避的である場合に限るべきであり、学力調査結果についてはむしろ積極的に公開し、教育施策や教育指導内容の改善に活かしていくべきです。

2. 不開示情報とする根拠について

文部科学省は、文部科学省が公表する以外の情報については、情報公開法第5条、第6号「・・・当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を根拠として、不開示情報として取り扱うとしています。

そして貴教育委員会教育長は、公開請求のあった情報については、公開することにより①学校の序列化、②過度の競争が生じ、③市民の信頼を損なう、などを挙げられ、また、④調査結果を数値でなく、説明文章として既に公表されました。然し、これらには以下に述べる通り合理的な根拠があるとは思えません。

①学校の序列化

各学校の情報が公開されると、数値を比較して順位付けがされるおそれは否定できません。しかし、教育委員会・学校は調査結果を活用して、教育施策や教育内容の改善を図るために、数値は固定的なものでなく変化します。適切な改善が実行されれば、学校間の学力差は縮小し全体の学力も向上するはずであり、それが全国学力調査の目的でもあります。

また公立小中学校には入学試験が無いので、上位校に優秀な児童生徒が集中することもなく、固定的な序列化が起こる可能性は殆ど考えられません。

②過度の競争

過度の競争とは、保護者や地域住民が学校に理不尽な圧力をかけることにより、学校がテスト対策に走ったり、不正行為を働くような事態を想定しているものと思われます。

然し、保護者や地域住民に対しては、学力調査の趣旨や目的、調査結果は学力の特定の一部に過ぎないこと、調査結果に対する教育委員会・学校の判断、今後の教育施策や教育内容の改善策等を分りやすく説明することにより十分理解が得られるものです。

また、テスト対策や不正行為については、教育委員会・学校が自らの問題として適切に管理することができるもので、本市の教育委員会・学校にそのような見識が欠如しているとは思えません。

③市民の信頼

全国学力調査は、調査結果の公開を制限することを前提に実施しているので、それに反して情報を公開することは調査の実施方法に対する国民の信頼を損なうとする意見があります。然し、文部科学省の通知においても「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」としており、今回の情報公開申請はその趣旨に反するものではありません。

一方、情報公開を拒否した場合は「よほど成績が悪いのではないか」「学校間に極端な学力差があるのではないか」「教育委員会・学校は学力向上に不熱心なのではないか」というような噂や誤解を生み、教育委員会・学校に対する保護者や地域住民の信頼を損ねることになりかねません。

④数値でなく文章で説明することについて

これは、数値を用いなくても全体の傾向などを文章で説明すれば、説明責任を果たすことができるという意見です。しかし、数値のデーターを文章表現で説明するということは不可能です。「ほぼ」「若干」「少々」「ほとんど」などと言われても殆ど判りません。

成績が向上した場合の「かなり」「大幅に」「目に見えて」「画期的」なども同様です。しかも人によって受け止め方が大幅に異なるため、共通の理解をうることが出来ません。

従って、いくら調査結果を分析し改善策を立てたとしても、それが適切であるかどうか判断ができません。

以上の通り、「支障を及ぼすおそれ」はいずれも根拠が薄弱で、教育委員会・学校が適切に管理できるものであることは明らかです。

3. 公開によるメリット

学力調査結果の公開は負の側面よりも、以下の通り大きなメリットがあると思われます。

①保護者・地域住民との信頼関係と協力体制

公教育は、学校・保護者・地域住民が協力して取り組むことが大切です。学校が保護者や地域住民の理解と協力をうるために、「開かれた学校」として教育方針を始めとする学校の情報や課題を積極的に提供し共有することが不可欠です。

学力調査結果についても、積極的に情報提供することにより、保護者や地域からの建設的な助言や提案が期待でき、相互の信頼関係も強化され、結果的に全体的な学力向上などに寄与するものと思われます。

②学力向上の促進

学力調査結果が広く公開されていれば、成績のよい教育委員会や学校の取り組みを参考にすることが容易になります。これによって、優れた教育施策・教育課程・学習指導方法などが、教育委員会・学校間で短時間のうちに共有され、児童生徒の学習環境の改善や学習意欲の向上にも役立つと思われます。

また、このように教育施策や教育指導方法などが、教育委員会・学校間で情報交換が活発に行われ、相互に切磋琢磨するという適度な競い合いが生まれれば、学校間・地域間の学力格差の縮小や全体のレベルアップに大いに寄与するものと期待できます。

③継続的な検証改善サイクルの確立

着実に学力を向上させるためには、学力調査についての取り組み等を通じて、教育における継続的な検証改善サイクルを確立することが重要であり、保護者や地域住民もそれを期待しています。

しかし、調査結果が公開されず定性的な説明だけでは、正確な理解も適切な評価も不可能です。従って、教育委員会や学校の真摯な努力により学力が向上したとしても、保護者や地域住民の正当な評価を受けることができません。これでは、教育委員会や学校・教職員の改善意欲にもつながらず、検証改善サイクルを確立することもできません。

調査結果を学校・保護者・地域住民が共有して初めて検証改善サイクルの確立が可能となります。

以上の通り、学力調査結果を公開すると、学校の序列化や過度の競争などを招き、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする根拠は薄弱で、むしろ積極的に情報提供することにより、学校・保護者・地域住民相互の信頼と協力関係が構築され、教育施策や教育指導方法の改善が促進される可能性が高いことが明らかです。

すでに全国では多くの自治体が学力調査結果を公開しており、周辺の伊勢原市、厚木市、藤沢市、平塚市、小田原市、二宮町、昨年末には足柄上地区（南足柄市、大井町、松田町、開成町、山北町、中井町）も公開し、神奈川県では計24市町が公開していますが、これによる支障はありません。

従って、学力調査結果を不開示情報とすることに正当性はなく、速やかに公開されるべきであります。

以上

秦野市情報公開・個人情報保護審査会御中



「全国学力・学習状況調査結果」の非公開処分に対する審査への申立て理由
に関する追加資料

平成 26 年 2 月 10 日

1月27日付け標記理由書の3ページ末尾の「神奈川県自治体による学力等調査結果」について、「該当教科についての平均正答率の公開」に踏み切った神奈川県下自治体に関する別紙資料を添付して提出いたします。

(なお、日付けが2月15日になっていますが、当日開催の会合資料であります。)

以上

平成 26 年 2 月 15 日

全国学力・学習状況調査結果（市全体の結果）の情報公開状況

教育を良くする神奈川県民の会

神奈川県	○
横浜市	○
川崎市	○
相模原市	○
横須賀市	○
鎌倉市	○
藤沢市	○
茅ヶ崎市	○
寒川町	○
逗子市	× (非公開決定に対し異議申し立て中)
三浦市	○
葉山町	○
大和市	○
海老名市	× (広報「えびなの教育」に文章表現で掲載、1月発行予定)
座間市	○
綾瀬市	○
平塚市	○
秦野市	× (非公開決定に対し異議申し立て中)
伊勢原市	○
大磯町	× (非公開決定に対し異議申し立て中)
二宮町	○
南足柄市	○
中井町	○ (小学校のみ公開)
大井町	○ (小学校のみ公開)
松田町	○
山北町	○
開成町	○ (小学校のみ公開)
小田原市	○
湯河原町	○ (小学校のみ公開)
真鶴町	— (小学校・中学校ともに1校しかないため非公開)
箱根町	○ (小学校のみ公開)
厚木市	○
愛川町	○
清川村	○

異議申立に対する市教委の見解

1 教育委員会、学校の説明責任について

文部科学省の「平成25年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」では、調査の目的を「各教育委員会、学校等が自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること」としており、本市教育委員会・学校においても児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善サイクルを確立するよう努めています。

実施要領では調査結果の公表について「市町村教育委員会や学校が、当該市町村における公立学校全体の結果や自校の結果を公表することは、それぞれの判断にゆだねる」としながらも、留意事項として「これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととすること」及び「教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること」と示し、文部科学省が公表する内容以外のものは公表しないように求めています。

これらの文部科学省や神奈川県教育委員会の指導等を踏まえ、本市でも平成20年、教育委員会会議の中で5回にわたり協議を行い、「『市及び学校の数値の公表は行わない』、とする陳情が秦野市議会で採択されたこと」、「予想されるデメリットがメリットを上回っていること」、「調査結果は長い期間での解析・分析が必要であり現時点では数値を公開する意味がないということ」という3つの理由から、市及び各学校の平均正答率の数値での公表は行わないこととしました。

説明責任については、本市としましては「全国学力・学習状況調査の結果の分析について」(参考資料)の分析結果として公表を行っております。その中で、児童・生徒の学力や生活状況等の傾向を丁寧に分析し、成果や課題とともに、課題解決のための手だても示して学校へ通知し、ホームページにも掲載することにより、保護者や市民への説明責任を果たしているところあります。

また、各小・中学校においては、市の分析結果を参考にしながら、自校の

教育の成果と課題を把握・分析し、今後の指導において大切にすべき事項をまとめ、児童・生徒の調査結果（個票）の返却と同時に配布することにより、保護者への説明責任を果たしているところです。

なお、調査が始まった平成19年度よりこのように公表しておりますが、現在に至るまで、保護者より直接平均正答率を公表してもらいたいという要望はありません。

2 「平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」について

本調査は文部科学省の「平成25年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて行われております。

本実施要領は平成19年度に第一回目が実施される際、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることについて国会、審議会等で議論が行われ、それらの議論を踏まえて作成されたものであり、その趣旨については本年度も全く変わっておりません。

また、実施要領の（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項の中において「本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことなどを踏まえるとともに序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮する」ことが示され、具体的に配慮すべき点として、「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」と明確に示されています。

これらのことから、実施要領の中でゆだねられているのは、教育や教育施策、学習状況の改善につなげていくことであり、そのために本市では、実施要領（5）配慮事項（エ）にもある「序列化につながらない取組」についても十分配慮しながら教育委員会・学校において児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、今後の改善方策を併せて示すことにより、保護者や地域住民に対しての説明責任を果たしているところであります。

3 教育基本法13条・学校教育法43条との関連について

・教育基本法第13条（学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに相互の連携及び協力に努めるものとする。

・学校教育法43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校が教育活動に関する情報を提供したり、説明したりすること等により、家庭や地域社会との連携を深め、地域の教育力を生かした学校づくりをすることは重要なことです。本市におきましても、子どもを育む中学校区懇談会やPTA協議会といった場で情報を共有する中でご協力をいただいております。その中で本市では本調査で測定できるのはあくまでも学力の特定の一部分、学校の教育活動の一侧面であること、数値を入れて公開することによりあたかも本調査結果が市や学校の教育活動全体の評価であるかのように受け止められることが懸念されること等から、序列化につながらないよう十分配慮しながら、調査の分析結果からみられる課題、改善法、今後の取り組みについて市、各校とも丁寧に説明をし、家庭、地域社会と共に手を携えて取り組んでいるところです。

秦野市の保護者代表でもある教育委員からは、子どもの調査結果(個票)の記載をもとに、間違えた設問がどのようなものであったのかを見たり、その設問の難易度を判断するものとして全国の平均値を参考にしたりするとの意見や、県の平均値についても記載されているけれども特に活用はしていないこと、さらに市の平均正答率があったとしてどのように活用できるのか想像できない、といった意見をいただいております。

このようなことからも、本市で取り組む全国学力・学習状況調査結果の公表方法で十分に情報の提供が図られていると考えております。

4 神奈川県下他市町村の状況等について

神奈川県では横浜、川崎、厚木をはじめとして12市町が数値データをホームページに公表しています。これが33市町村が全て公開するとなったときにどんなことが考えられるでしょうか。実際に都道府県について結果が公表されるとすぐにメディア等により順位が発表され、「〇年連続1位」「また最下位」等の言葉が飛び交います。調査結果から見られる課題や、改善策、この間の取り組みやその結果伸びてきたところ、などはそこからは一切感じることはできませんし、人々の関心も順位に向いています。その状況は本調査の目的である「学力や学習状況の把握分析、施策の成果と課題の検証・改善、

継続的な検証改善サイクル、教育指導の充実や学習状況の改善」等には程遠く、またつながらないと考えております。

市町村で数値が公開となった場合、あるいはそれにより序列化や競争が起きた場合、所属する各校も数値の底上げを図る意識が強く働くことも考えられます。その結果、日々の教育活動が、高い正答率にするための対策にとらわれてしまったり、問題対策中心となったりと子どもたちに必要な本来の学びを軽視したものになる可能性があります。

静岡県では全国学力・学習状況調査で県内公立小学校の国語 A の成績が全国で最下位だった結果を受けて成績が悪かった学校 100 校の校長名を公表したいという意向を示し、文科省からも「実施要領に違反している。見せしめにする行為としか思えない」と批判されました。その後成績上位校の校長名を公表へと変更しましたがそれを受け、「校長先生、うちの学校が公表されなくてごめんなさい」と成績が振るわなかつたことを児童が謝ったという事例が新聞に載りました。「どの子が成績を下げたのか」と詰め寄る保護者がいたとの報道もありました。

このような「圧力」がかかった場合、教職員には不適切に数値の底上げを図る意識が働くことは想像に難くありません。

過去の調査でも、数値の公表によって児童生徒や教師・学校が一律に評価されることにより数値に固執した不適切な事例が現実に起きました。その反省に立ち、議論を重ねたうえでの今回の実施要領であったはずです。

繰り返しになりますがこの調査結果は学力の特定の一部であり、学校教育の一側面でしかありません。その数値にのみ教育現場がとらわれてしまうことは避けなければなりません。

本市ではそのような点についても十分に検討したうえで、数値データについては、把握分析するために活用し、その分析結果を教育施策や、児童生徒への指導の充実、学習状況の改善等に役立てております。

5 公開に関する文部科学省の姿勢の変化について

本調査は「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する実施要領」に基づいて実施しております。

この実施要領は平成 19 年に第一回目を行う際、結果の公表・情報公開について国会、審議会等で広く議論が行われ、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であること等、それらの議論を踏まえて作成されたものです。「序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮をする」という

その趣旨は第一回目から何も変わっておりません。

また、「平成 26 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」の中で、「平成 25 年度までの全国学力・学習状況調査の結果については当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となります」とあります。他の自治体や世論の流れ等さまざま意見はありますが、本調査は平成 25 年度の実施要領に基づいて行っているものであり、その調査目的や趣旨が何も変わっていない中、本市ではこれまで通り結果について分析したものをお知らせし、工夫改善等にいかす等 PDCA サイクルに活用をしていきます。

最後になりますが、今後とも本調査の目的が達成されるよう、本市における調査結果の公表について適切にとりくんでまいりたいと考えます。